
監 査 公 表

津市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成20年3月6日

津市監査委員 岡 部 高 樹
同 前 田 勝 彦
同 大 野 寛
同 山 中 利 之

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査執行者

津市監査委員 岡 部 高 樹
同 平 岡 益 生
同 永 田 正
同 山 中 利 之

第2 監査実施年月日及び監査対象

監査実施年月日	監 査 対 象
平成19年12月25日	< 榊原財産区 > < 波瀬財産区 > < 河内財産区 >

第3 監査対象年度

原則として平成19年度（以下「当年度」という。）における財務及び事務の執行を対象とした。

第4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員の説明を聴取し、関係諸

帳簿を調査して監査を実施した。

なお、監査は、監査事務局において実施した。

第5 監査の着眼点

監査に当たっての主な着眼点は、次のとおりとした。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理及び処分は、適切に行われているか。
- 5 各種の帳簿・書類の記帳・保管等は、適切に行われているか。
- 6 事務処理は、効率的かつ効果的に行われているか。

第6 監査の結果

各財産区の財産の管理及び処分は、全般的には適切に実施されていたが、一部の事務処理において、後述するように不備が見られたので、速やかに措置されるよう指導した。

なお、事務処理等が法令等に違反しているものなど、早急に是正・改善を必要とするものについては、「指導事項」に、今後、事務処理等の効率化を図るための検討を求めるものなどについては、「所見」に記載した。

< 榊原財産区 >

1 指導事項

出張旅費において計算誤り（日当の減額調整漏れ）があったので、適正に処理するよう指導した。

2 所見

当財産区は、山林など約1,226.4ヘクタール（登記面積）を所有・管理しているが、財産を適切に管理するため、現在、所有財産の境界確認・地図整備作業などが順次進められている。

このうち、地元自治区等により造林に使用されている約285ヘクタールの山林の賃貸借契約期間が、平成23年2月に満了となることから、当該山林について重点的に調査を実施されているところであるが、契約更新等が円滑に行われるよう、引き続き調査業務に取り組み、財産の適正管理に努められたい。

また、覚書により、地上権設定契約の解除に伴う補償金が、毎年、旧地上権者に対し支払われているが、平成23年2月に当該覚書の更新時期を迎えることから、補償内容について十分精査のうえ、適切に処理されたい。

なお、当財産区の例規については、財産の管理及び処分上、必要な限りにおいて市の例規として制定・公布されるべきものであることから、関係機関とも協議され、適切な是正措置を講じられたい。

< 波瀬財産区 >

1 指導事項

土地の賃貸に当たり、契約書が交わされていなかったため、波瀬財産区財産の取得管理及び処分に関する条例第14条の規定に基づき、適正に処理されるよう指導した。

2 所見

当財産区は、山林、宅地など約101.1ヘクタール（登記面積）を所有しているが、山林の約93パーセント（93.6ヘクタール）が保安林に指定されていることから、土砂災害の防除や生活環境の保全、水源かん養などの機能を確保するため、今後とも計画的な維持管理に努められたい。

なお、当財産区の例規については、財産の管理及び処分上、必要な限りにおいて市の例規として制定・公布されるべきものであることから、関係機関とも協議され、適切な是正措置を講じられたい。

< 河内財産区 >

1 指導事項

特になかった。

2 所見

当財産区は、山林約13.0ヘクタール（登記面積）及び河内公民館1棟（木造平屋建63平方メートル）を所有・管理しているが、山林の約96パーセント（約12.5ヘクタール）が保安林に指定されていることから、土砂災害の防除や生活環境の保全、水源かん養などの機能を確保するため、今後とも計画的な維持管理に努められたい。

なお、当財産区の例規については、財産の管理及び処分上、必要な限りにおいて市の例規として制定・公布されるべきものであることから、関係機関とも協議され、適切な是正措置を講じられたい。